

○不燃ごみ収集の出し方について

- ① 指定袋以外の袋に不燃物を入れて出さないようにしてください。
- ② ガラス類や陶器類が割れてとがっている物・包丁等危険な物は、新聞紙等に包んで中身を明記して指定袋の中へ入れてください。その他の不燃物は、新聞紙やガムテープなどで包まないようにしてください。
- ③ 指定袋の中に、開封されていない缶詰や瓶、ライター、乾電池、釘などがそのまま混入されています。スプレー缶は、必ず穴を開けてください。ごみの出し方、手引書を確認した上で指定袋へ入れるようにしてください。
- ④ 傘の布及びビニールは取り除き、骨は折らずにそのまま袋に入れてください。
- ⑤ 焼却したものが指定袋に入っている場合がありますので、指定袋へ入れないようにしてください。収集途中で、発火する恐れがあります。
- ⑥ 燃えないごみが指定袋に入らなければ、10kg以下はごみ証紙60円分・10kg～20kgはごみ証紙120円分を貼り収集日に出してください。（直接、不燃ごみ処理施設に持ち込むこともできます。）



○不燃ごみの直接持ち込みについて

- ① 一般持ち込みの方は、可燃物と不燃物の分別をして持ち込んでください。
- ② 家電品に使われている電子部品には、不燃ごみとして処分してはいけない有害物質が多数含まれています。ご自分で破碎するのは非常に危険です。細かなガラス破片が周辺に飛び散り、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出されてしまいます。特に、テレビのブラウン管を分解して出されてくる場合があります。絶対にやめましょう。（家電リサイクル品は、電気店等にご相談ください。）
- ③ 産業廃棄物は一切持ち込みが禁止です。農薬類や医療関係のものも同様に持ち込みを受け付けておりません。



(家電リサイクル4品目)



不明な点のお問い合わせ先

不燃ごみ処理施設 TEL 0264-24-3141